

# 昭和56年以前の木造住宅の 無料耐震診断

中野区では要件を満たす建築物に無料で「耐震診断士※1」を派遣します。

大地震時に、自分自身や家族の命を守るためには、地震に対して自分の家が安全かどうか、耐震診断を行い現状を把握することがとても大切です。

首都直下地震が30年以内に発生する確率が70%と推定されています。また、建築物の耐震基準は昭和56(1981)年を境に大きく変わりました。





建築物は安心して生活できるよう、地震に対して十分な耐力をもたせることが必要です。

まずは、簡易耐震診断にて自分の家の安全性を確かめてみましょう。

お申込みは、窓口、または お電話にて行っていますが、まずはお電話ください。

## 診断結果の判定

- ・建築物の安全性を4段階で評価します。

総合評点	判定	今後の対策
1.5以上	 安全だと思います	
1.5未満	 一応安全だと思います	専門家による診断をうければ、なお安心です
1.0未満	 やや危険です	専門家による診断をうけて下さい
0.7未満	 倒壊又は大破壊の危険があります	ぜひ専門家と相談して下さい

※1「耐震診断士」とは、区による耐震診断に関する講習及び筆記考査を受けた後、区長による耐震診断士認定書の交付を受けた方です。(HPにて公開)

## 耐震診断士派遣の要件

- ①昭和56(1981)年5月31日以前に建築されたもの(以降の増築は不可)
- ②一戸建の住宅、長屋又は共同住宅(兼用住宅を含む)
- ③2階建以下の木造在来工法のもの(地階があるものを除く)
- ④該当建築物の所有者であること(法人は除く。区分所有等の場合は代表者の方)

## 申込み時に提出するもの

- ①所有者である事を確認できる書類
- ②建築年度のわかる書類

※上記書類は、固定資産税納税通知書・登記簿などになります

※可能であれば建築物の現況を示す図面や資料をご提出ください

※長屋・共同住宅の場合は、原則申込み時に「入居者の同意書」が必要となります  
(書式は窓口またはHPより入手可能)

## 診断時に用意するもの

- ・印鑑(スタンプ型印鑑不可)
- ・申込み時に区に提出した①②(現地でも内容確認のため拝見します)

## 1. 簡易耐震診断(無料)

耐震性に不安のある在来木造住宅を対象とし、耐震診断士が訪問して「わが家の耐震診断」を基に簡易診断表を作成します。

「わが家の耐震診断」はご自身にて診断を行えるように作成されたものですが、区にお申込みいただくと、区登録の「耐震診断士」をお宅に派遣します。

## 2. 耐震診断(無料)

簡易耐震診断の総合評点が1.0未満の建築物は、耐震診断をお申込みいただけます。(簡易診断時にその場でお申込み可能)

再度、耐震診断士が訪問して、さらに詳しく耐震診断を行います。

その後、一般耐震診断報告書・耐震補強工事概算書の作成を行い、内容説明に伺います。

### 3. 耐震補強が必要となった場合

あなたの生命と財産を地震から守るため、建替えや耐震改修工事を早急に行う事が重要です。

ご要望により、区に登録されている「耐震改修施工者(※2)」を紹介し、区民の方々が安心して工事を行えるようにしています。

※2「耐震改修施工者」とは、区による耐震改修工事に関する講習を受けた後、区長による耐震改修施工者登録証の交付を受けた方です。(HPにて公開)

耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置を受けられることがありますので、都税事務所までお問合せください。

**悪質な点検商法  
にご注意を！**

最近、「無料で耐震診断をする」と訪問し、「工事をしないと危険」などと危機感をあおって高額な工事契約を迫る、いわゆる「点検商法」の被害が増えています。

被害に遭わないために、下記のことに注意しましょう。

**区に登録されている耐震診断士・耐震改修施工者は登録証を携帯しています。**

皆さんのお宅にうかがう「木造住宅耐震診断士」と「耐震改修施工者」は、必ず区の発行した登録証を携帯しています。

また、派遣の際には、区より事前に通知させていただきます。

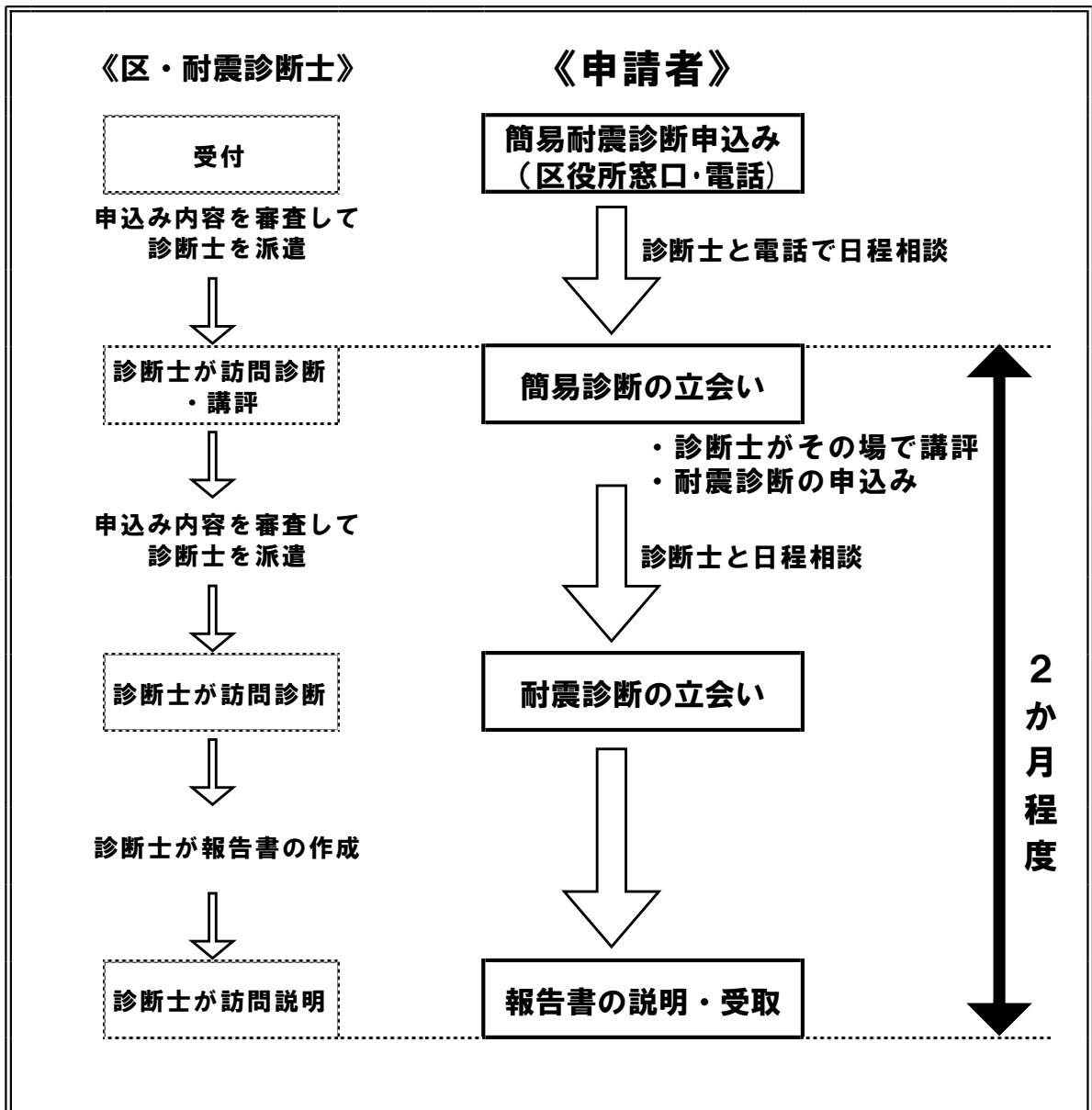
**工事を契約するときには、必ず図面や内訳書を添付した契約書を取り交わしましょう。**

耐震診断や改修工事などの契約について、区では登録業者に、図面や内訳書などを添付した契約書を取り交わすことを求めています。



**「この業者は……？」と不安に感じたときは  
中野区消費生活センターへご相談を  
TEL:03-3389-1191  
相談時間：平日午前9時30分～午後4時**

# 耐震診断の流れ



※ 中野区木造住宅耐震診断事業実施要綱 要綱48号 2004年3月31日

**ご質問・お申込みは必ず区役所にお電話ください。**

**TEL : 03-3228-5576**

**中野区役所 9階8番窓口**

(建築課 耐震化促進係)

住所:東京都中野区中野 4-8-1

TEL : 03-3228-5576 FAX : 03-3228-5471

✉ : kentiku@city.tokyo-nakano.lg.jp